

= 12月は“町税等の徴収強化月間”です！ =

町では12月を「町税等徴収強化月間」と定め、町税（道町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）および使用料（介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、町営住宅料、水道料、下水道料、医療費）などの徴収強化に取組みます。

【徴収強化の取組】

●納付相談

町税や使用料などを納期限内に納めることが難しい方の相談を随時受け付けていますので、ご相談ください。

●催告と訪問徴収

納期を過ぎても納付していない方には、文書、電話による催告、自宅や勤務先へ訪問します。

●滞納処分などの強化

町税や使用料などの滞納者で、完納に向けた納付意思が認められない方、納付誓約を守らない方などに対し、勤務先への給与調査、官公署や金融機関への財産調査などを実施し、差し押さえなどの滞納処分を行います。

【納付書をご確認ください】

お手元の納付書などをご確認いただき、まだ納付していない町税や使用料などがありましたら、お早めに納付ください。

なお、納付書が見当たらない場合は、役場までお越しいただくか、電話でお問い合わせください。

【便利で確実な口座振替をご利用ください】

口座振替は、預金口座から町税や使用料などが各納期限内に合わせて自動的に引落とされますので、日中お忙しい方や不在がちな方に大変便利です。

口座振替を希望される方は、預金通帳と通帳使用印をご持参のうえ、町内の金融機関でお申し込みください。

納付に関する相談は随時受け付けておりますので、お早めにご相談ください。

お問い合わせ先

		電話	告知端末機
・町税、後期高齢者医療保険料	住民生活課	5-1112	5-8812
・介護保険料	保健福祉課 福祉グループ	5-1113	5-8813
・町営住宅料、水道料、下水道料	建設管理課 管理グループ	5-1116	5-8816
・保育料	認定こども園	5-1254	電話と同じ
・医療費	幌延町国民健康保険診療所	5-1221	電話と同じ

気象台一口メモ

大雪への準備と心構え

季節が過ぎるのは早く、もう12月となりました。今から50年前の昭和47（1972）年12月1日、北海道付近を急速に発達した低気圧が通過して暴風雪・大雪・着雪をもたらしました。

宗谷地方では、暴風雪と大雪、電線着雪により交通網の寸断、長期間の停電、家屋などの倒壊が発生し大きな被害が発生しました。当時の宗谷支庁の報告では、幸いにして人的被害はありませんでしたが、住宅の一部損壊は148棟と記録されています。また、新聞記事には、宗谷地方で2万7千戸が停電となり稚内市では5日間（宗谷地方の一部では10日間）続き、国鉄は3日間運休したと報道されています。このとき一部地域では1週間ろうそくで過ごしたそうです。ちなみに、この事例が発生したのは12月ですが、宗谷地方では降雪の月合計の平年値は12月から1月にかけてが最も多くなっています。

気象台では、大雪警報を発表するような大雪を予想した場合は前もって早期注意情報（警報級の可能性）や気象情報を発表します。ろうそくで過ごすような事態に備えて、事前の準備と心構えをお願いします。



当時、稚内市緑町～坂の下間にあったとされる鉄塔

お問い合わせ先：稚内地方気象台 電話 0162-23-2679



令和4年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」のお知らせ

北海道教育委員会では「令和4年度全国学力・学習状況調査



に関する実施要領」に基づき、道内各市町村の状況および学力向上策を北海道教育委員会義務教育課のホームページに公表しています。

(<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gks/gakuryoku04top.html>)



閲覧できない場合は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

幌延町教育委員会 総務学校グループ
電話 5-1117 告知端末機 5-8817